

外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具 要求仕様の訂正および OSR 国内規定の新設

■外洋特別規定 2018-2019 「付則 B」5.01.1 を下記訂正します。

1. 項目枝番 (c→b. d→c)
2. 訂正前 d) の文章を 2 つに分割。後半部は枝番の無い別項目の要件となる。

【訂正前】	【解釈】
5.01.1 各乗員は以下を持つこと、 個人用浮揚用具の条件は、 a) 笛が装備されている。 c) 艇名か着用者の名前が明記されている d) 膨張式の場合、定期的に空気保持のチェックがなされ、適用クラス規則 または帆走指示書で指定されない限り、個人用浮揚用具は 150 ニュートン の浮力を有し人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持できなければならない。	【d) 膨張式の場合、～なければならない】 までは一連の項目である。 個人用浮揚用具の本体要求仕様 (150 ニュートンの浮力など) は、 膨張式のみ に適用される。
5.01.1 各乗員は以下を持つこと、 個人用浮揚用具の条件は、 (a) 笛が装備されている (b) 艇名か着用者の名前が明記されている (c) 膨張式の場合、定期的に空気保持のチェックがなされている 適用クラス規則または帆走指示書で指定されない限り、個人用浮揚用具は 150 ニュートンの浮力を有し人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持でき なければならない。	【(c) 膨張式の場合、～なされている】と 「適用クラス規則または～」は別項目。 個人用浮揚用具の本体要求仕様 (150 ニュートンの浮力など) は、 形式 (膨張式、固形式など) に関わらず 適用される。

■外洋特別規定 2018-2019 「付則 B」5.01.1 に下記 OSR 国内規定を新設します。

OSR 国内規定

5.01.1 個人用浮揚用具は国土交通省型式承認 TYPE A か同等品、または ISO12402-2(Level 275)、3(Level 150)、4(Level 100)、5(Level 50) いずれかの適合品でなければならない。(World Sailing OSR の浮力および形状の要求仕様を変更)

【！注意！】

1.OSR 国内規定をレースに適用する / 適用しないは選択できる。(カテゴリー 3、4 も同様)

OSR 国内規定を適用するには、レース公示に記載が必要！ (カテゴリー 3、4 も同様)

レース公示適用規則の項に、下記のような記載が必要。

例) 外洋特別規定 2018-2019 付則 B インショアレース用特別規定および OSR 国内規定

OSR 国内規定を適用せず、World Sailing 外洋特別規定の通りのレースも可。

レース公示適用規則の項に、「OSR 国内規定」を記載しなければ、OSR 国内規定は適用されない。

2. 外洋特別規定では、個人用浮揚用具 (ライフジャケット) は「搭載要求」で「着用要求はない」。

3.OSR 国内規定で要求している仕様 (浮力) は「最低限の基準」であることを忘れないこと。

外洋特別規定はそもそも「最低限の基準」(OSR 1.01.1) であり、OSR 国内規定も同様である。

* 規定正文 (英文) は、別紙『外洋特別規定「付則 B」インショアレース用特別規定 Version 0.5 (2018年2月19日)』を参照。

* 訂正の理由詳細は、別紙『外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様の訂正 訂正理由』を参照。

* OSR 国内規定の追加は、別紙『外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具 OSR 国内規定新設に関して』を参照。